

【2015年7月30日開催：第104回化粧品広告審査会】

## 化粧品広告審査会において話題となった表現

### ①エイジングケア表現

#### 1. 媒体

新聞広告

#### 2. 製品

スキンケア類

#### 3. 指摘事項

##### a. 「驚きのエイジングケア」

(72歳。しわだらけのおばあちゃんが日に日に・・・などの表現とともに訴求)

##### b. 「エイジングケア、整肌、皮膚の保護など多くの目的に用いられてきた神秘的植物〇〇」

##### c. 「30種類のエイジングケア成分」

##### d. 「エイジングケア成分」

#### 4. 内容説明

化粧品等に認められた効能効果の範囲内で行う、年齢に応じた化粧品等によるお手入れのことをエイジングケアとして表現することは認められています。しかし、aのように素肌の若返り効果があるかのような表現は不適切です。また、bのように他の効能効果と並列的に表記したり、cやdのように表記することにより、特定の作用があるかのような表現や効能効果として認められているかのような表現はできません。

#### 5. ガイドライン

##### E 1 7 「エイジングケア」の表現

[基準 3-(1) 医薬部外品の効能効果の表現の範囲]

[基準 3-(3) 化粧品の効能効果の表現の範囲]

(以上)